

# 建築物誘導基準

- ※ 全体像が把握できるよう、代表的なものを抽出し、整理しております。
- ※ 整理及び紙面の都合上、御意見の表現については要約・簡素化しております。

主な御意見	見解・対応等
<p>【廊下】 「多数の者が利用する廊下等について、幅を180センチメートル以上(50メートル以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合は、140センチメートル以上)とすること。」の「50メートル」を、「5メートル」と縮小すべき。</p>	<p>車いすのすれ違いに支障がない場所の間隔については、相互の視認性を勘案して「50メートル以内ごと」と規定したものであります。</p>
<p>【エレベーターその他の昇降機】 エレベーターについて (1)押しボタンはタッチパネル式でなく押しボタン式にしてください。 (2)ボタンの標記は点字だけでなく、ボタン上に階数については数字の浮き出しを、また開閉については矢印などで浮き出しの図にしてください。 (3)「非常呼び出しボタン」は、形状を他のボタンと大きく変えてください。</p>	<p>エレベーターの操作盤については、建築物の設計者等向けのガイドラインにおいて、具体的な配慮事例を紹介し、広く周知することとしております。</p>
<p>【エレベーターその他の昇降機】 多数の者が利用するエレベーターを設ける場合には、聴覚障害者用の情報収集のために文字表示電光掲示及びTV電話のような映像装置が必要であることを追加すべき。</p>	<p>聴覚障害者にきめ細かく配慮した情報提供が可能な機器の設置等に措置については、建築物の設計者等向けガイドラインにおいて、具体的な配慮事例を紹介し、広く周知してまいります。</p>
<p>【客室】 聴覚障害者が円滑に利用できる客室に係る基準についても設けるべき。</p>	<p>聴覚障害者にきめ細かく配慮した情報提供が可能な機器の設置等については、建築物の設計者等向けガイドラインにおいて、具体的な配慮事例を紹介し、広く周知してまいります。</p>
<p>【案内設備等】 案内及び受付においては、聴覚障害者の問合せに対して、文字によるコミュニケーションを図る機器及び聞こえ方が向上する磁気ループ等の補聴援助装置の機器等を設けることとすること。</p>	<p>聴覚障害者にきめ細かく配慮した情報提供が可能な機器の設置等については、建築物の設計者等向けのガイドラインにおいて、具体的な配慮事例を紹介し、広く周知してまいります。</p>